葛飾区
ガラス飛散防止フィルム貼付補助金制度

ガラス飛散防止フィルムについて

地震発生時、窓ガラスが割れ破片が飛散することで、ガラスが体に刺さることがあります。ケガをすると身動きが取れなくなり、傷口から菌が入ることで感染症を引き起こす可能性があります。

また、室内にガラスが飛散すると、素早く避難することが難しくなります。

このような状況を防ぐために、家の窓ガラスにガラス飛散防止フィルムを貼ることを推奨しています。

補助対象者

葛飾区在住で世帯全員が下記のいずれかにあてはまる世帯

・満65歳以上（証明書類：世帯全員が記載された住民票の写し）

・身体障害者手帳　1・2級（身体障害者手帳のコピー）

・愛の手帳　1・2度（愛の手帳のコピー）

補助額

上限2万円（10/10補助）　※上限額を超えた額は、自己負担となります。

申請方法

※申請書は、葛飾区役所、各地区センター区ホームページより取得できます。

Ⓐ 自身で貼付ける場合

Ⓑ 区が指定する業者に依頼する場合

裏面にて申請の流れを記載→

注意

◆本事業の補助金申請は、各世帯1回限りです。

◆ガラス飛散防止フィルムはガラスの飛散を防止するものであり、ガラスが割れないようにする製品ではありません。

◆フィルム購入後または取付後の申請はできません。

申請の流れ

Ⓐ 自身で貼付ける場合

STEP 1 申請書等の提出
申請書、住民票及び身体障害者手帳・愛の手帳の写し、見積書を危機管理課に提出

STEP 2 交付決定
ご自宅に通知が届きます
フィルムを貼付けましょう

STEP 3 実績報告書提出
実績報告書、フィルム取付前後の写真、領収書または請求書を危機管理課に提出

STEP 4 金額確定
ご自宅に通知が届きます
書類に振込番号を記載し、危機管理課に提出

STEP 5 入金完了

Ⓑ 区が指定する業者に依頼する場合

募集時期

第１回募集	令和７年５月９日（必着）
第２回募集	令和７年５月12日～８月19日（必着）
第３回募集	令和７年９月１日～10月31日（必着）

※第３回募集を過ぎての申請は、Ａの申請をご利用ください。

STEP 1 申請書等の提出
申請書、住民票及び身体障害者手帳・愛の手帳の写しを危機管理課に提出（見積は不要）

STEP 2 訪問見積
葛飾建築協会に加盟している業者が、ご自宅に訪問し、見積調査を実施。見積書は業者から区へ提出。

STEP 3 交付決定
ご自宅に通知が届きます

STEP 4 訪問取付
見積書を作成した業者が、ご自宅に訪問し、貼付け。
実績報告書は、業者から危機管理課へ提出

※残りの手続きは業者が行います。

問い合わせ先

葛飾区役所　危機管理課　自助・共助係
〒124-8555　東京都葛飾区立石５－１３－１
☎ 03-5654-8224　　FAX 03-5698-1503

葛飾区